

2020年度 社会福祉法人ときわ会 法人本部事業計画書

2020年3月30日
社会福祉法人ときわ会
理事長 加藤 寛二

2020年度社会福祉法人ときわ会の事業計画書（案）を以下のように提案する。

1 法人基本方針

社会福祉法人制度の見直しに関する法案の確定（社会福祉法等の一部を改正する法律2018年3月31日公布）に伴い、新定款による業務執行の研究と運営機能充実が求められている。また、少子化・高齢化の進行と同時に、障害者分野でも、この間の実践と理論の進展を受けて、あらためて受け止めるべき多くの課題が出されてきている。

とくに、社会福祉法等の改正に関する新たな取り組みは喫緊の課題として、取り組まなければならないが、改正法の背景とされる、ガバナンス（業務統治）、コンプライアンス（法令遵守）の基本となるべき考え方について実践的に検討を深める必要がある。

出されている課題は、いずれも、地域福祉の資源としての社会福祉法人として、国民的・市民的な支えを受けていく上で、避けて通れないものである。ときわ会としては、この動きに対応し、かつ、いっそうの発展を目指すための取り組みを今年度事業の中心として、以下の事項を基本に、重点を設定することとする。

- 1 社会福祉法人制度見直しに対応する運営組織の確立
- 2 継続発展が可能な経営管理体制の確立
- 3 将来の発展を確立するための長・中期計画の確定
- 4 労働を軸とする日中施設の充実と、生活を軸とするグループホーム、相談事業を軸とする地域生活支援センターの経営の充実
- 5 安定した事業の推進と職員が安心して働ける労働環境の確立
- 6 地域、関係家族との連携
- 7 職員・関係者の基本的な人権感覚に関する研修と研鑽

2 運営事業

次の施設・事業を運営する。（ ）内は、施設長または管理者である。

- あさやけ作業所（中川 幸夫）
- あさやけ風の作業所（増田 桃子）
- あさやけ鷹の台作業所（西浦 孝幸）
- あさやけ第二作業所（庄司 完）

- サングリーン（高見澤 一 就労B型支援・就労移行支援・就労定着）
- 地域生活支援センターあさやけ（川村 武士）
- 共同ホームつくしんぼ（仲川 理香）
 - ・共同ホームつくしんぼ（ユニット責任者／仲川理香）
 - ・共同ホームはやぶさ（ユニット責任者／植木 陽一）
 - ・共同ホームさらさ（ユニット責任者／村岡佐知子）
- 共同ホームサンライズ（植木恵理子）
- 共同ホーム一步（長堀 晴美）
 - ・共同ホーム一步（ユニット責任者／川上真澄）
 - ・共同ホームこげら（ユニット責任者／中川和子）

3 法人の役員体制

- (1) 評議員選任・解任委員
 - 3名（外部委員 宮崎和美、事務局員 伊藤善尚、監事 宍戸芳子）
- (2) 理事 6名 加藤寛二、庄司完、田邊敏郎、遠山陽子、中川幸夫、松本喜和
 なお、業務執行理事の機能について検討し、理事業務の執行の迅速化を図る。
- (3) 評議員 7名 伊藤仁道、上田幸子、島本久、杉本豊和、中島靖兵衛、萩野晶子、
 山本典子
- (4) 監事 2名 米田浩一郎、宍戸芳子

4 財政運営

別添の2020年度資金収支予算書案のとおり。

- (1) 法人本部予算案
- (2) 各施設（拠点）の予算案
- (3) 法人本部としての具体的方針案
 - ①新会計制度の下における運営資金の弾力運用について、将来の施設配置等を踏まえ、検討を深めるものとする。
 - ②新施設建設及び修繕・改築に対応する財政計画を作成する。
 とくに、修繕・改築関係の取り組みは、早急に確立しておく。
 - ③退職金取扱いに関する法人の要綱に基づき、退職資金の確保を図る。

6 各施設の事業計画

別紙の議案のとおり。

7 年間行事と日程

- (1) 理事会 年間 3回
 理事協議会を設置し、議決事項ではない案件についての協議を深め、理事会への議案を精査する。（年間8回程度）
- (2) 評議員会 年間2回、状況により随時開催あり。
- (3) 施設長会議 年間10回・原則月1回

- (4) 主任会議 原則年間6回
(5) 合同職員会議 原則年間1回
(6) 実行委員会 映画「星に語りて」上映会、あさやけアートフェスティバル
わいわいバザール等は法人内に実行委員会を設けて進めていく。
なお、年間日程表は、別紙の通り。

8 重点目標

以下の項目は、第1項の基本方針のうち、今年度の課題として重点的に取り組むものを掲示したものであり、状況によっては理事会・評議員会にかけながら修正していくことがある。

(1) 中・長期計画の策定

現在、第一次のまとめができていないが、理事協議会での討議が十分にできず進んでいない。再度、理事会で中・長期計画の内容及び作成スケジュール等を協議して、ここ数年で成案を作成し、職員等の討議に付することができるようにする。

上記の中・長期計画策定や新施設建設とも関連して、精神分野全体の事業機能を検討することが求められているので、先行する形で事業機能を検討するチームを立ち上げる。中・長期計画の策定が進行したときは、合流していくものとする。なお、検討チームについての具体的な中身等については理事会で討議したうえで提案する。

(2) 管理運営体制の強化

時代に即した管理運営体制を確立するため、次のことを行う。

ア 経営基盤強化のため、中・長期計画と合わせ、財務の中・長期計画を作成して方針を共有する。主として、運営費・施設整備計画を施設ごとに作成する。当面、2018年度から積立金等の処理方針を確立する。

イ 契約マニュアルを作成する。

ウ 施設単位だけでなく、法人全体の運営を見通した管理規則を研究する。

エ 組織運営の改善のため、定款細則の見直しを行い、執行役員・施設長の役割分担を明確化する。

オ 就業規則改定や再雇用就業規則などを含めた最新のときわ会規程集を発行する。

カ 基本情勢をふまえ、財務・税務の正確な執行のため、外部から公認会計士等の顧問就任の依頼を検討し、事務処理に遺漏のないように対応する。

キ 主任会議を定期的で開催して充実させていく。現場の責任者として施設長を補佐し、実践を担う立場から理事会に対する必要な意見・提案をすることを主任の役割とする。今年度は職員の教育研修の充実を図るため、主任会議が新人職員研修と実践交流会の企画運営を担う。

(3) 就業規則改正・給与規程の見直し

職員数も年々増加し、そこで生起する労務問題はきわめて多様になっている。さらには、勤務条件も施設によりかなり違ってきたところも増えているので、就業規則の見直しを進め、改正した就業規則は本年4月より施行する。また、次のような事項を労働組合等とも協議しながら、現状についての確認をし、より働きやすい事業体を構

築していく。

- ・給与の見直し（都基準の不規則取り入れの見直し）と運用基準の見直し
- ・各種手当の見直しと運用基準の明確化
- ・考課制度の導入の可否についての研究

なお、福祉職員処遇改善加算の拡充に伴い、次の事項に取り組む必要がある。

- ・職員の任用要件の改善
- 0 ・昇給制度の見直し
- ・キャリアパス要件の就業規則への記載検討

以上に関する人事・給与制度の改善

(4) 安心して働ける労働環境の確立

ア. 再雇用制度の創設

定年後も引続き、フルタイム等での継続雇用を希望する職員が、将来への見通しをもち長く働いてもらうための再雇用制度を2019年度より創設した。

イ. 改正労働基準法への対応

労働時間の管理、年次有給休暇の取得義務化等

ウ. 安全衛生委員会の設置を検討する。

(5) 日中施設の新規開設と施設整備について

ア. 2022年開設を目標に新規施設を建設する（就労継続支援事業）

- ・定員20名の事業所で、建設地は小平市上水南町

イ. 老朽化が進んでいる施設は、短期的に必要な整備計画を作成・研究する。

- ・家主さんと協議を進め、サングリーン建替えの可能性を検討していく。

(6) 地域生活を支援するための事業展開の検討をすすめる

ア. 法人内に、地域生活を支援する事業についての検討委員会を設置する。

イ. ここ数年行われてきた父母会とのホーム懇談会を、父母等と一緒にホーム建設をめざすために「ホームのあり方を考える会」（仮称）として定期的に開催して、学習や見学会も含めた意見交換の場としていく。同時に、将来の建設に向けての資金づくりの活動も進めていく。

(7) 地域貢献の推進

- ・地域の福祉活動、研究活動等への積極的参加

小平市精神障がい者理解促進研修・啓発事業に参加し、企画・運営を担っていく
映画「星に語りて」上映実行委員会を継続して、小平市内を中止に上映会を開催

- ・地域要求の研究と掘り起こし、対応
- ・地域活動計画の策定（事業の予算化を含む）

(8) 職員の資質向上と人材確保

- ・職員の専門性の育成のための法人としての援助

各種専門研修への参加、自主的グループ研究等への援助等

- ・先を見通した人材の確保の取り組み
- ・研修体系の確立と実行

ア 新入職員研修の開催と研修内容の充実

イ 経験年数別による研修（たとえば、3年、5年、10年など）

- ・フォローアップ研修の実施 2～3年目職員を対象
2019年度は事例検討会
- ・中堅職員研修 5～10年目職員を対象
今年度、研修内容について主任会議で検討する。

ウ テーマ別研修

- ・個人情報保護、特定個人情報銚に関するテーマ
- ・緊急時や災害に際しての対応に関する取り組み
- ・権利擁護（成年後見制度、虐待問題など人権問題に関するもの）

上記の内容等で、今年度は講演会を計画する。（担当／施設長会議）

オ 管理職研修

社会福祉協議会、きょうされん等の外部の研修に計画的に参加する。

(9) 広報活動について

- ・広報「あさやけだより」の発行
- ・ホームページ

(10) 制度改革に対応する当面の取り組みについて

- ・統治機能の向上、法令遵守の徹底
定款変更、定款細則の改定、各種規程の点検、指導検査対応
法人・施設の情報処理体制の確立
- ・運営問題での具体的課題
法人事務局体制の確立、責任組織のあり方と人材配置の研究
全体作業の把握と責任分担のあり方研究
- ・対外業務の推進・その体制
労働基準監督署
行政対応（国、東京都、小平市）